

行方

ヲ與へ更ニ本日ノ企テ(汝行條)ニ付テ又豫  
 ノ警告スル所アリシニ不拘前部運動ヲ  
 敢行シタルモノナレハ左署ニ於テ之ニ對  
 シテ相當責任ヲ負スヘク時宜ニ依リ  
 治安警察法違反トシテ相當處置スル  
 等ナリ

六其後職中石油罐三函ヲ所持シ何事カ  
 ヲ決行セムトスルヤノ風説ヲ爲スモノ  
 リ頃日來ノ運動經過ニ鑑ミ直ニ私服買  
 フ以テ搜查隊ヲ歸成シ爭議事務所  
 及其支部等々心當リテ搜查スル所アリ  
 シニ終ニ數基スルニ至テアリシカ本件ハ  
 威赫手段トシテ或ハ根據ナキ風説ヲ  
 流布セルニ過スヤトモ思料セラル、之  
 尚引續キ注意警戒中ナリ

三本争議遷延スルニ伴ヒ職ニ側ハ持久戦  
 ヲ以テ對抗スヘク行商隊ヲ組織シ本日二

三名ヲシテ櫻島附近ヲ行商セシメツ  
 一アリタリ

四総同盟大阪機械勞働組合ハ昨十二日  
 北區西野田玉川町四丁目山名義鶴(鉄  
 研館)方ニ於テ塚本重三、永田幸三、平  
 井美人、佐山勇、野田偉大、西尾末廣、藤  
 岡文六、松山幸一郎、八名出席ノ上本  
 會ヲ開催シタルカ協議事項トシテ本  
 争議ノ運動方法ニ関シテハ凡テ議決  
 文六ニ任スルコトヲ決定セリ  
 右及申(通)報候也